別表⑨

妊婦一般健康診査

			受診回数（全１４回）	A券 5回分					B券 9回分	多胎券 5回分
				第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	9回分	5回分
			適正受診の週数の目安	初回又は８週頃～	18～22週	22～27週	27～33週	33～38週	健診機関が必要と認める週	14回分使用後
健康診査の内容	基本的な妊婦健康診査		問診・診察、尿検査、保健指導	○	○	○	○	○	健診機関が必要と認める項　目	健診機関が必要と認める項　目
			外来管理加算			○				
	血液	血液学的検査	末梢血液一般	○		○		○		
		生化学的検査	グルコース	○		○				
		免疫学的検査	ＡＢＯ血液型、Ｒｈ血液型	○						
			赤血球不規則抗体検査	○						
			梅毒（ＴＰＨＡ試験（定性））	○						
			梅毒（梅毒脂質抗原使用検査）	○						
			Ｂ型肝炎抗原検査（ＨＢｓ抗原（定量））	○						
			Ｃ型肝炎抗体検査（ＨＣＶ抗体検査）	○						
			ＨＩＶ抗体検査（定性）	○						
			風疹ウィルス抗体検査	○						
			ＨＴＬＶ-1抗体検査	○						
	子宮粘液	微生物学的検査	性器クラミジア検査				○			
			Ｂ群溶血性レンサ球菌（ＧＢＳ）（細胞培養同定検査）					○		
		病理検査	子宮頸がん細胞診（ベセスダシステム）（細胞診検査：婦人科材料 液状化検体細胞診）	○						
	超音波検査			○	○		○	○		
委託料				24,680円	6,310円	4,940円	10,090円	11,570円	1回上限5,000円	1回上限5,000円

（消費税及び地方消費税は非課税）

産婦健康診査

	上限 助成回数	実施時期 （産後 56 日以内）	内　　容	委託料
健康診査の内容	2 回	産後 2 週間前後 産後 1 か月前後	1　問診（生活環境、授乳状況、育児不安、精神疾患の既往歴、服薬歴等） 2　診察（子宮復古状況、悪露、乳房の状態等） 3　体重、血圧測定 4　尿検査（蛋白、糖） 5　産婦の精神状況について、エジンバラ産後うつ病質問票（EPDS）を用いた客観的なアセスメントを行う。（EPDS 未実施の場合は補助対象外。ただし、対象者が精神科に通院している場合等で精神状態の把握をしている場合を除く。受診票の所見内容にはその旨記載のこと。）。 ※　本事業の対象となる者には、死産及び流産した者を含む。 ※　健康診査結果は母子健康手帳（出産後の母体の経過等）に記入する。	1 回あたり 5,000 円

（消費税及び地方消費税は非課税）

別表⑩

種　類	対　象　者	受診回数 及び実施時期	内容
三歳児 視覚精密健康診査	三歳児健康診査において、三歳児精密健康診査受診票（視覚）を交付された幼児	・1回 ・満四歳に達する日の前日まで	・委託医療機関は、異常が疑われる幼児を対象に、三歳児精密健康診査受診票（視覚）又は三歳児精密健康診査受診票(聴覚)の依頼要旨に基づき必要な精密健康診査を行う。 ・受診児の保護者に対し、精密健康診査の結果を伝え、必要に応じた適切な事後指導を行う。
三歳児 聴覚精密健康診査	三歳児健康診査において、三歳児精密健康診査受診票（聴覚）を交付された幼児		

愛媛県市町母子保健健康診査事業実施要領

6　委託料

(2) 三歳児視覚聴覚精密健康診査の委託料は、県下統一とし「診療報酬の算定方法」（平成 20 年厚生労働省告示第 59 号）に規定する医科診療報酬点数表より算定した額から、医療保険各法による負担額を控除した額とする。